

大阪府流域下水道太陽光発電電力売却 条件付一般競争入札共通入札説明書

入札参加者は、この「大阪府流域下水道太陽光発電電力売却条件付一般競争入札共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）」のほか、「入札公告」及び「大阪府流域下水道太陽光発電電力売却条件付一般競争入札心得（以下「入札心得」という。）」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札公告等の交付等

「入札公告」及び「共通入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、交付する。

(1) 入札公告等の交付

ア 交付日

「入札公告」による。

イ 交付方法

大阪府当該流域下水道事務所ホームページ画面からのダウンロードにより交付する。

(2) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」による。

（「入札公告」の【交付書類一覧表】参照）

2 予定価格の公表

「予定価格」は公表しない。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

イ 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格登録名簿に登載されていること。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 「入札公告」の公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

（イ）大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（「入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

- (ウ) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

4 入札参加申込手続き

入札参加希望者は、次のとおり入札参加申込書及び「入札公告」で示す入札参加資格を確認するための添付資料を提出（以下「入札参加申込」という。）し、大阪府当該流域下水道事務所の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申込を行わない者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加申込

ア 申込期間

「入札公告」による。

イ 提出方法

(ア) 入札参加申込書

入札参加希望者が大阪府当該流域下水道事務所に持参又は郵送により提出する。
(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留等により配達記録が残るものを活用すること。)

(イ) 入札参加資格を確認するための添付書類

(ア)と同じ。

(2) 入札参加資格を確認するための添付資料は各資料に記載した指示に従い作成すること。

(3) 提出した書類の返却は行わない。

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

大阪府当該流域下水道事務所において入札参加申込を受け付けた場合、入札参加資格の審査を行い、その結果について、次に掲げるところにより、入札参加希望者に対して電子メールで通知する。

(1) 入札参加資格の審査結果通知書を通知する。

6 仕様書等の交付

仕様書等は、次に掲げるところにより交付する。

(1) 交付期間

「入札公告」による。

(2) 交付方法

大阪府当該流域下水道事務所ホームページの画面からのダウンロードにより交付を行う。

(3) 交付する仕様書等の内容

「入札公告」による。

(「入札公告」の「交付書類一覧表」参照)

(4) その他

仕様書等は、本件入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問期間

「入札公告」による。

イ 質問方法

仕様書等に対する質問は、大阪府当該流域下水道事務所の長に対して、仕様書等に

関する質問書の持参、又はFAXで行うものとする。

(2) 質問に対する回答

ア 回答日

「入札公告」による。

イ 回答方法

回答書を電子メールによる送付の方法により行う。なお、回答書は4(1)の入札参加申込をした者すべてに送付する。

8 入札執行の日時及び場所

「入札公告」による。

9 入札書の提出

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書は指定する様式により提出するものとし、郵送又はFAXによる提出は認めない。

イ 入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(2) 入札回数

原則として1回とする。

(3) 再度の入札

開札の結果、予定価格以上の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、原則として入札回数は3回までとする。

10 入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間に、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。

(2) 入札参加者が入札を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札を辞退するときは、次の掲げるところにより行うものとする。

ア 入札前にあっては、入札辞退届を契約担当者に持参により提出ものとする。

イ 入札中にあっては、入札を辞退する旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

(3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(5) (2)アにより入札を辞退した者は、入札参加申込書の受付期間中であっても、当該入札には再度申込することはできない。

11 入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ、入札の執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止める場合があるものとする。

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

(2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) その他発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

12 調査の実施

11(2)により、入札を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。

この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

13 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望単価」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札保証金等

- (1) 入札保証金は大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として予定送電電力量に契約単価を乗じて得られる金額の100分の2に相当する額を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - イ 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

15 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (2) 入札書の提出者が無い場合は、本入札は原則として無効とする。

16 落札者の決定方法

- (1) 大阪府財務規則第57条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者は以下の方法により決定する。

落札者を決定した場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約単価とする。

なお、契約単価に、0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (2) (1)の規定により落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

17 入札執行の取扱い

入札執行の取扱いについては、この入札説明書の定めるほか、入札心得に定めるところによるものとする。

18 誓約書の提出

落札者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を落札決定後「入札公告」に示す提出先へ提出すること。

19 契約手続等

- (1) 契約書類は、落札者に文書で交付する。
- (2) 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に「入札公告」に示す提出先へ契約書及び誓約書を提出すること。10日以内に提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。
- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が3エ（ア）から（ウ）までのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- (4) (2)又は(3)の規定により契約を締結しないときは、14(2)に定める違約金を大阪府に支払わなければならない（ただし、14(2)ア又はイに該当するときを除く。）。この場合、本府は一切責めを負わない。

20 実施上の留意事項

- (1) 入札参加に係る費用負担
入札に参加するための費用は、参加申込等の提出者の負担とする。
- (2) 入札参加申込書等の虚偽記載の場合の措置
入札参加申込書及び「入札公告」で示す入札参加資格を確認するための添付資料に虚偽の記載をした者（以下「虚偽記載をした者」という。）には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
また、虚偽記載をした者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札参加資格を喪失した場合の手続
入札参加者は、入札参加申込書の提出後、入札参加資格を喪失する事由が生じた場合は、速やかに契約担当者にその旨を通知すること。
- (4) 入札参加資格の審査結果の通知後に欠格事由が発生した場合の措置
入札参加資格の審査結果の通知後、入札参加資格を失う事由が確認された場合は、入札参加資格確認を取り消すことがある。
- (5) その他の条件
この共通入札説明書のほか、入札参加条件は「入札公告」に示すものとする。